## (※1) 記載されていない工事等

- ① 予定価格が250万円を超えないと認められる工事及び入札契約方式が一般競争入 札以外の測量・建設コンサルタント等業務(以下「業務」という。)
- ② 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議、調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事及び業務
- ③ 当該年度の工事に必要な地元の関係者等との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、 見通しとして公表することができないと判断される工事
- ④ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- ⑤ 附帯工事又は受託工事等で、県・市町村議会承認等が未了のため、見通しとして公表 することができないと判断される工事
- ⑥ 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事
- ⑦ 災害発生期間中、災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う工事及び業務(災害査定等を経て計画的に実施する災害復旧工事を除く。)
- ⑧公表することによって業務の執行に支障が生ずるもの
  - ・特定人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合
  - ・法令等の規定に反する場合
  - ・県等の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報を公表することになり、 県等の機関の公正な意思形成が損なわれたり、不当に県民に混乱を生じさせたりす るおそれがある場合
  - ・県等の財産上の利益、契約又は交渉等の当事者としての地位を不当に害するおそれが ある場合